

## 外国への直接出願（商標）

例

国内出願

外国出願

例）米国（英語）

韓国（韓国語）

中国（中国語）

オーストラリア（英語）

（ ）：出願人による手続き）

特徴

各国毎に出願手続きをする必要がある。

各国別の言語で出願書類を作成する必要がある。

各国独自の制度に適応した形で出願手続きを行うことができる。

## 国際登録出願（商標）

例

国内出願

国際登録出願（英語）

例）指定国：米国、韓国、中国、オーストラリア

国際登録

指定国へ通報

\* 指定国における出願手続きは不要

（ ）：出願人による手続き）

特徴

国際登録出願をすれば、指定国に出願したものとみなされる。

各国別の言語で出願書類を作成する必要がない。

指定国において、出願についての拒絶理由が発見された場合は、当該指定国における補正等の手続きが必要になる。